

# 当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、東北厚生局に届出を行っています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。

過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料が算定されます。

初診料	291点
外来診療料	77点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診療医師名:佐藤潤弥

施設基準要件 :眼科外来受診者に対するコンタクト検査料の算定率が3割未満(令和7年5月1日～令和8年4月30日実績:0.003%)であり、眼科の入院病床を有する医療機関

※上記について、ご不明な点はお相談下さい。

令和8年6月1日

岩手県立久慈病院